

## 災害り災者に対する見舞金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者または行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

### (見舞金の額)

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 一 前条第1項第1号及び2号                  | 60万円 |
| 二 前条第1項第3号及び4号                  |      |
| (一) 自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主 |      |
| 全壊、流失                           | 60万円 |
| 半壊、床上浸水                         | 20万円 |
| (二) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主         |      |
| 全壊、流失                           | 20万円 |
| 半壊、床上浸水                         | 6万円  |

### (市町村長の報告)

第4条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

### (給付の方法)

- 第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。
- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
  - 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

## 附 則

1. この要綱は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和 39 年 6 月 15 日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和 50 年 7 月 11 日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
5. この要綱は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。
6. この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
7. この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
8. この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
9. この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
10. この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
11. この要綱は、平成 19 年 9 月 17 日から施行する。